

地域社会における社会福祉法人の役割

社会福祉法人と地域社会貢献

地域福祉事業の担い手である社会福祉法人は、公共性の高い非営利法人です。そのため「地域社会貢献」は、社会福祉法人の使命であり役割でもあります。法人・施設を持つ資源の有効活用、エコ活動、まちづくり、啓蒙活動など、地域性を考慮し、地域のニーズに応える「社会貢献」のあり方も様々です。多様な経営主体が参入するなか、社会福祉法人の存在意義を考えてみました。



植樹した森から自然の大きさを学ぶ子どもたち



当別町「道民の森」に770本を植樹

社会福祉法人の公共性・公益性

社会福祉法人の行う事業の特徴は、公共性・公益性の高い非営利性にあります。営利を目的としない点にあります。そのため補助金や税制優遇などを受けています。こうした優遇措置によって得た原資は、地域での福祉サービスとして還元されることが求められています。平成13年以降、構造改革が進められ、社会福祉法人に限らず、他の非営利法人や株式会社など営利法人も社会福祉事業に参入できるようにになりました。新たに参入した他の経営主体からは、イコールフットイング(条件の同一化)が主張されていますが、法人制度の在り方、制度が求める本来的な役割はそもそも異なります。

例えば、過疎地等の営利法人の参入が見込まれない地域での制度に基づくサービスの提供。他の経営主体では受け入れられない高度な専門性が求められる重度の被介護者への対応などです。社会福祉法人が「社会福祉事業の主たる担い手」としての位置づけは変わりません。一般に社会的弱者といわれる社会生活上の困難を抱える人たちの生活を支え、地域住民の福祉を向上させること。誰もが安心して暮らせる町づくりの中核を担うことが社会福祉法人としての使命であり役割でもあります。

「社会貢献」の義務化について

「社会福祉法人に社会貢献を義務づける」ということが議論されているようです。厚生労働省は平成26年3月、社会福祉法人に社会貢献を義務づける考えを政府の規制改革会議で表明しました。「同会議の委員の間では、優遇税制に見合う貢献をしない法人にはペナルティーを科するよう求める声

が強まっている。(週刊「福祉新聞より」)といえます。ここでいう「社会貢献」とは、制度外の福祉サービスのことでしよう。他の経営主体とのイコールフットイング論、多様な経営主体の参入促進、国家的な財政問題が背景にあるようです。社会福祉法人の取り組みにも限界があります。現に行っている事業以外のことを手がける余力がどれだけあるのか。資金だけでなく人材不足という課題もあります。もともと社会福祉法人の行う事業は、社会福祉法に則った公益性の高い社会貢献事業そのものであるはずで、それを前提に認可を受けて事業を行っているわけで、さらに社会貢献を義務づける必要があるのでしょうか。制度に基づく事業以外にも、できるだけの社会貢献はやってきたことです。そもそも社会貢献は、義務的にやるようなものではないでしょう。「いままさら義務化されなくても、今までも、これからも、継続してやっていくことに変わりはない」と多くの社会福祉法人では冷静に受け止めているようです。社会福祉法人にとっては、主たる事業である社会福祉事業を効果的に実施することが公益性を維持するうえで必要不可欠です。社会福祉法人が他の経営主体とは異なる役割を果たしていること。すでに実施している事業について正しく評価され、それが地域住民にも伝えられ、社会福祉法人の存在意義が広く地域に理解されることが、いま最も必要なことではないでしょうか。

社会福祉法人 溪仁会の取り組み

カミネツコン植樹活動

札幌市の市街地に本部を置く溪仁会を訪ね、経営管理部部長の友成行宏さんと人事部部長の西正幸さんに話をうかがいました。法人最初の施設である特別養護老人ホーム「西円山敬樹園」が開設されたのを機に、社会福祉法人創立30周年記念事業として平成24年カミネツコン植樹活動を企画しました。環境への貢献活動として地域環境保護活動に積極的なホーマック株式会社との協力のもと、カミネツコンという植樹用紙ポットを用いて、利用者と職員と一緒にヤナギやアカエゾマツの苗木を育てて、森に植樹するというイベントです。カミネツコンや苗木などの材料費は全て同社より提供されています。カミネツコンの組み立てでは、利用者もレクリエーションの一つとして楽しんで参加。その後、職員と



カミネツコンの組み立て作業を楽しむ利用者たち

利用者が一緒に水やりなどを日課として苗木を育てています。利用者にも役割としての責任感が芽生え、成長を楽しみにしているということです。

植樹の際は、利用者や職員の家族にも呼びかけ、多くの人に参加してもらいました。これまでに累計770本の苗木を当別町神居尻地区の「道民の森」に植樹しています。この活動は、地域の子どもたちが自然の大きさを学ぶ絶好の環境教育の場ともなっています。平成26年には「第1回Fun to Eco project 溪仁会グループ最高責任者賞を受賞しました。今後も利用者のADL(日常生活動作)の維持・向上も目的の一つとして継続していく予定だということです。

福祉入浴事業で地域交流

美唄市では、在宅サービスの拠点として、国道12号線で東西に分けた西側に「総合福祉センター」、東側に「美唄市東地区生活支援センター」をまいるを置いています。東側に住む住民には、地域資源を有効活用するために施設を開放し、高齢者の交流の場を提供することを目的として、平成11年に美唄市主体で「福祉入浴事業」が開始されました。

その後、介護保険法が施行されたことにより、介護予防事業に重点を置くことが求められるようになった美唄市は、福祉入浴事業から撤退せざるを得なくなつたのです。しかし、地域住民から



清潔感たっぷりの女性浴場(まいる)



福祉入浴サービスを利用し交流を深める地域住民の方

入浴を楽しみにしている高齢者にとつて、安全で安心して入浴できる福祉入浴サービスは欠かせません。また、お互い近くに任せていても、普段顔を会わせる機会が少ない人と会話を楽しめるなど、交流の場として活用されている方も多く、評判は上々です。さらに、福祉入浴サービスを通じて職員とも親しくなり、職員が近隣町内会の催しに招待されるなど、地域住民との交流が深まっています。

事業を開始して18年目を迎え、利用者数が減少しており、年間累計3000人を下回る人数で推移していますが、町内会長をはじめ地域住民からは、福祉入浴サービスの継続を望む声が多くあります。溪仁会では、利用者確保に努めながら、地域とのふれあい、一人ひとりとつなぐを大切に、この地域貢献活動を継続していく

社会福祉法人 溪仁会

札幌市中央区北3条西28丁目2-1
電話(011)640-6767 FAX(011)640-6768



昭和54年に創設された溪仁会グループの一員として昭和56年12月、社会福祉法人「南静会」設立。平成21年4月「溪仁会」に法人名が変更されました。札幌市を中心に、道内の5つの市町村でも介護保険事業を実施しています。同グループの医療法人溪仁会とともに医療と介護の連携強化を図り、医療・介護・福祉に生活支援なども加えた幅広い「地域包括システム」の構築をめざしています。

- 【特別養護老人ホーム】西円山敬樹園/岩内ふれ愛の郷
- 【ユニット型特別養護老人ホーム】月寒あさがおの郷/きもべつ喜らめきの郷/手福つむぎの社
- 【地域密着型介護老人福祉施設】菊水こまちの郷/るすつ銀河の社
- 【軽費老人ホーム(ケアハウス)】カームビル西円山
- 【デイサービスセンター】ハーティケアセンター(青葉・豊平・円山・新琴似)
- 【介護老人保健施設】コミュニティホーム(白石・八雲・美唄・岩内)

グループ全体で社会貢献

「新人研修の中でも理事長が自ら理念を伝えて、事業を通じて地域に還元していく」といいます。培ったものを社会に還元していく、というのが溪仁会グループとしての理念です。

「新人研修の中でも理事長が自ら理念を伝えて、事業を通じて地域に還元していく」といいます。培ったものを社会に還元していく、というのが溪仁会グループとしての理念です。地域社会貢献の取り組みによつて、職員が誇りを感じ、モチベーションの向上にもつながっています。職員が自信を持って働き続けられる組織づくりにも役立てたいという狙いもあるようです。今後も組織として継続的に地域社会に貢献できる運営を図っていききたいという事です。